

平成 22 年 12 月 7 日

資 料

(要望にない項目等)

目 次

1. 政策税制措置の延長

- ① 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の適用期限の延長 1
- ② 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例の適用期限の延長 1

2. その他

(1) 納税者利便の向上

<所得税関係>

- ③ 年金所得者の申告手続の簡素化 2
- ④ 申告義務のある者の還付申告書の提出期間の見直し 2
- ⑤ 事務所等の移転があった場合の源泉所得税の納税地の見直し 2

<各税共通>

- ⑥ 事前照会に対する文書回答制度の見直し 3

(2) 課税の適正化（手続関係）

<所得税・相続税・法人税・消費税関係>

- ⑦ 還付加算金の計算期間の見直し 3

<支払調書関係>

- ⑧ 法定調書の光ディスク等による提出義務の創設 3
- ⑨ 金地金等の譲渡の対価の支払調書制度の創設 4

<法人税関係>

- ⑩ 取引先等に対する調査の対象物件の見直し 4

<消費税関係>

- ⑪ 輸出物品販売場における作成書類の見直し 4
- ⑫ 不正還付対応策の充実 4

＜所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、消費税、酒税等の個別間接税、租特法、沖特法・沖特令関係＞	
⑬ 租税罰則の見直し((1)「故意の申告書不提出によるほ脱犯」の創設、(2)「消費税不正受還付未遂罪」の創設)・・・	5
＜国税犯則取締法・酒税等の個別間接税法関係＞	
⑭ 官公署等に対する協力要請（照会）規定の整備	5

（３）課税の適正化（実体法上の措置）

＜所得税関係＞	
⑮ 一時所得の計算上控除する保険料の明確化	5
⑯ 被相続人に生じている未実現の定期預金の利子等に対する課税の明確化	6
＜法人税関係＞	
⑰ 棚卸資産の切放し低価法の廃止	6
⑱ 中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲の見直し	6
⑲ 中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直し	6
⑳ 仮決算による中間申告の見直し	6
＜登録免許税関係＞	
㉑ 共同担保の登記等の範囲の見直し	6
㉒ 技術研究組合の組織再編に係る登録免許税の整備	7
＜消費税関係＞	
㉓ 免税事業者の要件の見直し	7
㉔ 仕入税額控除制度におけるいわゆる「95%ルール」の見直し	7
＜国際課税関係＞	
㉕ 税率が納税者と税務当局との合意により決定される外国税に関する規定の整備	7
㉖ 外国税額控除制度の適正化	8

※ 24 年度税制改正における検討項目

⑱ 中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲の見直し（再掲）	9
⑲ 中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直し（再掲）	9

要望にない項目等（案）

○納税者の立場に立つとともに適正な課税を推進するため、各省庁が要望している内容に加え、以下の項目について、23 年度改正で措置することとしてはどうか。

1. 政策税制措置の延長

① 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の適用期限の延長

本邦に入国する旅行者等が携帯して、又は別送して輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置につき、通関時における納税手続の簡素化の観点から、適用期限を1年延長する。

② 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例の適用期限の延長

本邦に入国する旅行者等が携帯して、又は別送して輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置につき、通関時における納税手続の簡素化の観点から、適用期限を1年延長する。

2. その他

(1) 納税者利便の向上

<所得税関係>

③ 年金所得者の申告手続の簡素化

年金所得者については、年末調整制度がないことから、確定申告により税額の精算を行う必要があり、これが事務負担となっている。

年金所得者の申告手続の簡素化及び給与所得者との手続のバランスの観点から、年金収入が 400 万円以下で、かつ、年金以外の他の所得が 20 万円以下の者について確定申告を不要とする制度（申告不要制度）を創設する。

また、年金所得者に係る源泉徴収税額の計算において控除対象とされている人的控除に加え、新たに寡婦（夫）控除を追加する。

④ 申告義務のある者の還付申告書の提出期間の見直し

所得税の申告義務のある者の確定申告書の提出期間は、納付申告・還付申告のいずれも翌年の 2 月 16 日から 3 月 15 日までと定められているが、還付申告については、還付金の早期還付等の納税者利便の観点から、その提出期間の始期を翌年 1 月 1 日とする。

⑤ 事務所等の移転があった場合の源泉所得税の納税地の見直し

源泉所得税の納税地は、給与等を支払った事務所等の所在地とされており、その後事務所等が移転した場合においても、移転前に支払われた給与等に係る調査・納税告知等の課税処理は、移転前の事務所等の所在地の所轄税務署が行うこととされている。

納税者の利便性や税務署の事務の迅速性等の観点から、事務所等の移転があった場合において、移転後の事務所等の所在地の所轄税務署が課税処理を行う制度へ変更する。

<各税共通>

⑥ 事前照会に対する文書回答制度の見直し

個別具体的な取引に係る課税上の取扱いについて納税者から事前照会があった場合、これに国税庁が文書で回答する手続について、その利便性を向上させるとの観点から、①照会（必要書類の提出後）から概ね1月以内に、事前照会者に対し、回答の可否の可能性、回答時期の見通し等を口頭で示すこととし、②回答後最大180日間とされている照会内容及び回答の非公表期間を、最大1年間に延長する。

(2) 課税の適正化（手続関係）

<所得税・相続税・法人税・消費税関係>

⑦ 還付加算金の計算期間の見直し

更正に基づく法人税及び消費税の中間納付額、所得税額等及び仕入税額の還付金に係る還付加算金の計算期間について、申告納税額（確定申告で追加納付した分）の過誤納金に係る還付加算金の計算期間との均衡を踏まえ、見直しを行う。

[会計検査院意見表示事項]

（注）所得税の予定納税額及び源泉徴収税額等の還付、相続時精算課税における贈与税相当額の還付についても同様に対応する。

<支払調書関係>

⑧ 法定調書の光ディスク等による提出義務の創設

税務執行を円滑化する観点から、基準年（前々年）の提出枚数が1,000枚以上である法定調書については、光ディスク等又はe-Taxによる提出を義務付けることとする。

（参考）

支払調書は、原則として、書面で提出することとされている。税務署長の承認等を受けた場合には、光ディスク等又はe-Taxを利用して提出が可能。

⑨ 金地金等の譲渡の対価の支払調書制度の創設

〔 金・白金の譲渡所得の申告漏れが多数把握されている状況を踏まえ、金地金、白金地金の譲渡による所得を税務当局が把握できる制度を整備する観点から、金地金又は白金地金の譲渡対価の支払調書制度を創設する。 〕

<法人税関係>

⑩ 取引先等に対する調査の対象物件の見直し

〔 法人税の取引先等に対する調査の対象について、他の税目と同様に、「帳簿書類以外の物件」を追加する。 〕

<消費税関係>

⑪ 輸出物品販売場における作成書類の見直し

〔 外国人旅行者が輸出物品販売場において土産物等を免税で購入する際に作成される購入記録票等の書式について、実態に即したものになるよう見直しを行う。 〕

⑫ 不正還付対応策の充実

〔 消費税の還付を不正に受ける事業者に対処するため、還付申告書を提出する際に任意に依頼している「仕入税額控除に関する明細書」の添付を義務付けるとともに、記載事項を充実させる。 〕

＜所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、消費税、酒税等の個別間接税、租特法、沖特法・沖特令関係＞

⑬ 租税罰則の見直し((1)「故意の申告書不提出によるほ脱犯」の創設、(2)「消費税不正受還付未遂罪」の創設)

(1) 大口・悪質な故意の無申告事案に厳正に対応する観点から、積極的な所得隠蔽行為はないが、故意に「納税申告書を法定申告期限までに提出しないことにより税を免れた者」を処罰する規定を創設する（故意の申告書不提出によるほ脱犯）。

法定刑は、5年以下の懲役若しくは500万円（情状により脱税額）以下の罰金又はこれらの併科とする（直接税、消費税及び租税特別措置法の場合）。

（注）消費税を除く間接税等の法定刑については、5年（航空機燃料税及び電源開発促進税は3年）以下の懲役若しくは50万円（情状により、脱税額の3倍。航空機燃料税及び電源開発促進税は脱税額。）以下の罰金又はこれらの併科とする。

(2) また、大口・悪質な消費税の不正還付請求事案に厳正に対応する観点から、詐偽未遂罪とのバランスをも踏まえ、消費税の不正還付の未遂を処罰する規定を創設する。

（注）不正に消費税の還付を受けた者（既遂）は10年以下の懲役若しくは1,000万円（情状により脱税額）以下の罰金又はこれらの併科として処罰される。なお、未遂犯の刑は減輕することができる（刑法43条）。

＜国税犯則取締法・酒税等の個別間接税法関係＞

⑭ 官公署等に対する協力要請（照会）規定の整備

国税の犯則調査について、明文の規定がないことを理由とする拒否がされることのないよう、関税法、独占禁止法、金融商品取引法等の犯則調査と同様に、官公署等に対して必要事項の照会ができることを明確化する。

併せて、酒税等の個別間接税法における調査（酒税法における免許の審査を含む。）についても、所得税法、法人税法、消費税法等における調査と同様に、官公署等に対して協力要請ができることを明確化する。

(3) 課税の適正化（実体法上の措置）

＜所得税関係＞

⑮ 一時所得の計算上控除する保険料の明確化

養老保険を利用して関係法人から役員に資金を移転する租税回避が行われていることを踏まえ、これを適正化するため、満期保険金に係る一時所得の金額の計算上、その支払を受けた金額から控除できる事業主が負担した保険料は、給与所得課税が行われたものに限る旨を明確化する。

⑩ 被相続人に生じている未実現の定期預金の利子等に対する課税の明確化

先般の保険年金に係る最高裁判決を踏まえ、定期預金の利子や配当期待権について、被相続人に生じている未実現の利子等について実現段階で相続人に課税するという現行の取扱いを法令上明確化する。

<法人税関係>

⑪ 棚卸資産の切放し低価法の廃止

棚卸資産の評価方法のうち、切放し低価法を、所要の経過措置を講じた上、廃止する。

⑫ 中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲の見直し（後掲）

⑬ 中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直し（後掲）

⑭ 仮決算による中間申告の見直し

仮決算による中間期間の法人税額が、前事業年度の法人税額の2分の1を超える場合について、仮決算による中間申告はできないこととする。

<登録免許税関係>

⑮ 共同担保の登記等の範囲の見直し

同一の債権を担保するために複数の不動産を目的として設定された抵当権の信託の登記等を一つの抵当権の信託の登記等とみなして登録免許税を課税するとの実務上の取扱いがされているが、これについて課税の明確化を図る観点から、規定の整備を行う。

② 技術研究組合の組織再編に係る登録免許税の整備

技術研究組合がその事業の一部を独立させ、株式会社を設立（新設分割）する場合等における登記について、新たに株式会社等を設立する場合と同様の負担となるよう登録免許税を課税する規定を追加する。

<消費税関係>

③ 免税事業者の要件の見直し

現行制度では、課税売上高が1千万円を超えた場合に翌々期から課税事業者となるが、こうした制度を悪用した課税逃れを抑制する観点から、課税売上高が上半期（6ヶ月）で1千万円を超える場合には、翌期から課税事業者となるよう免税事業者の要件を見直す。ただし、中小事業者の事務負担にも配慮し、課税売上高に代えて支払給与の額が上半期（6ヶ月）で1千万円を超えるか否かにより判定することもできることとする。

④ 仕入税額控除制度におけるいわゆる「95%ルール」の見直し

現行制度では、事業者の事務負担に配慮する観点から、課税売上割合が95%以上の場合には全ての仕入れについて仕入税額控除が認められているが、制度の趣旨に鑑み、この制度の対象者を、1年間の課税売上高が5億円以下の事業者に限定する。

<国際課税関係>

⑤ 税率が納税者と税務当局との合意により決定される外国税に関する規定の整備

外国税額控除制度や外国子会社合算税制において、「税率が納税者と税務当局との合意により決定される」ような、外国法人税として捉えるのが不適当な部分は、外国法人税に含まれない旨の規定の明確化を行う。

②⑥ 外国税額控除制度の適正化（P）

現行制度上、現実には国際的二重課税が発生していない部分について法人税額からの控除が可能となる仕組み（いわゆる「彼此流用の問題」）や、日本に本店がある法人もほとんど日本で税を負担しない仕組み（特定の法人のみが恩恵を受けている特例）などの制度上の歪みがあり、これを適正化する必要があることから、法人実効税率を引き下げ場合には、以下のとおり改正する。

- ① 外国税額控除の対象外である「高率」な外国租税の水準（現行 50%）をわが国の法人実効税率（引下げ後の法人実効税率）とおおむね同水準まで引下げ
- ② 控除限度額の計算上、非課税の国外所得の全額（現行 2/3）を国外所得から除外（経過措置として2年間は 5/6 を除外）
- ③ 国外所得割合の 90%制限に係る特例の廃止

※ 以下の2項目については、経済産業省において適用実態を精査した上で、24年度税制改正において検討。

⑱ 中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲の見直し

多額の所得があり担税力が弱いとは必ずしも認められない中小企業者について、中小企業者に対する法人税率の特例の適用を受けている事態を踏まえ、当該特例の適用範囲について検討する。

(注) 会計検査院意見表示事項

⑲ 中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直し

多額の所得を得ていて財務状況が脆弱とは認められない中小企業者について、中小企業者に適用される租税特別措置の適用を受けている事態を踏まえ、当該租税特別措置の適用範囲について検討する。

(注) 会計検査院意見表示事項